

放課後事業部会の名称及び所掌事項の変更について

変更内容

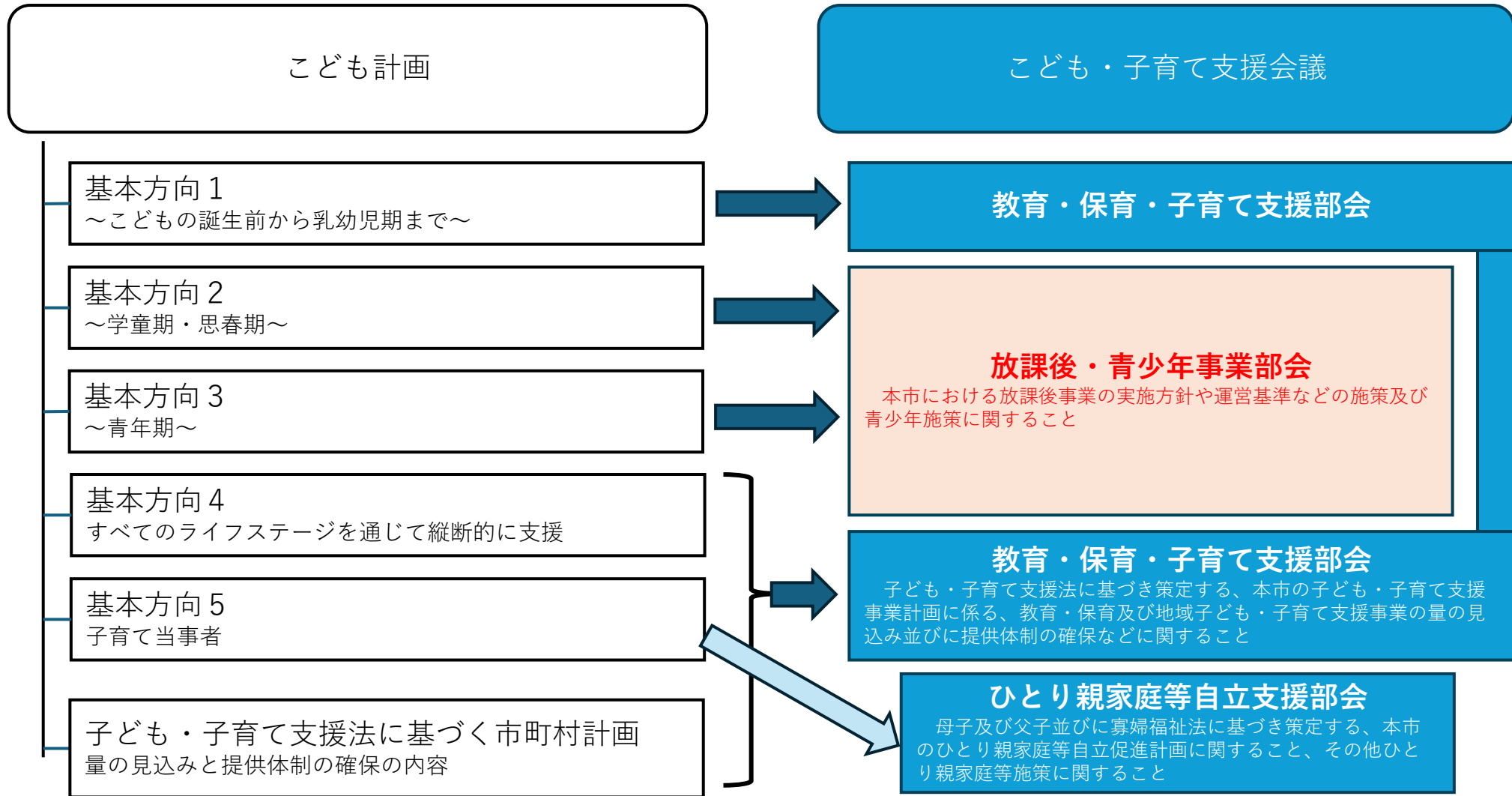
- 部会名称を「放課後事業部会」から「放課後・青少年事業部会」に変更
- 部会の所掌事項に、青少年施策に関することを追加する

変更後		変更前	
名称	所掌事項	名称	所掌事項
放課後・ <u>青少年</u> 事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準など <u>の施策及び青少年施策に関すること</u>	放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関すること

変更理由

- 大阪市こども計画（令和7年～11年度）ではライフステージ（乳幼児、学童期・思春期、青年期）に応じ、施策の基本方向を定め、めざすべき目標像に向け、施策を実施していくこととしているが、基本方向3（青年期）に関する施策について調査審議する専門部会が存在していない
- 現行、学童期の放課後事業に関することを所掌する放課後事業部会の所掌事項を青少年施策全体に拡大することで、学童期・思春期・青年期にわたる施策について専門的見地から調査審議することができる

令和8年度以降の取り扱い



大阪市子ども計画（令和7～11年度）

子ども計画 策定の趣旨

- ▶ 令和5年4月に子ども施策を社会全体で推進していくための包括的な法として施行された「**子ども基本法**」に基づく「**市町村子ども計画**」として策定
- ▶ 子ども・若者育成推進法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども子育て支援法に基づく各計画を統合し、**行政や各関係機関が担うべき取組や、市民や地域の主体的な活動を支援する取組を総合的かつ一体的に取りまとめたもの**

基本 方向 2

～学童期・思春期～

子ども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します

■主な取組〔重点施策〕成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実

- 地域子ども体験学習事業
- 子ども夢・創造プロジェクト事業
- 児童いきいき放課後事業
- 留守家庭児童対策事業

「放課後事業部会」
所掌範囲

- 習い事・塾代助成事業
- 子ども文化センター
- 信太山青少年野外活動センター
- 青少年センター

「放課後・青少年
事業部会」
所掌範囲

基本 方向 3

～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します

■主な取組〔重点施策〕社会参加に困難を抱える若者への支援

- 若者自立支援事業（コネクションズおおさか）
- 高校中退者への支援策

【参 考】

基本 方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します

子ども・若者の健やかな成長を支える取組の推進

- 主な取組 地域における多様な担い手の育成
 - 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進
 - 子ども会活動の推進

等